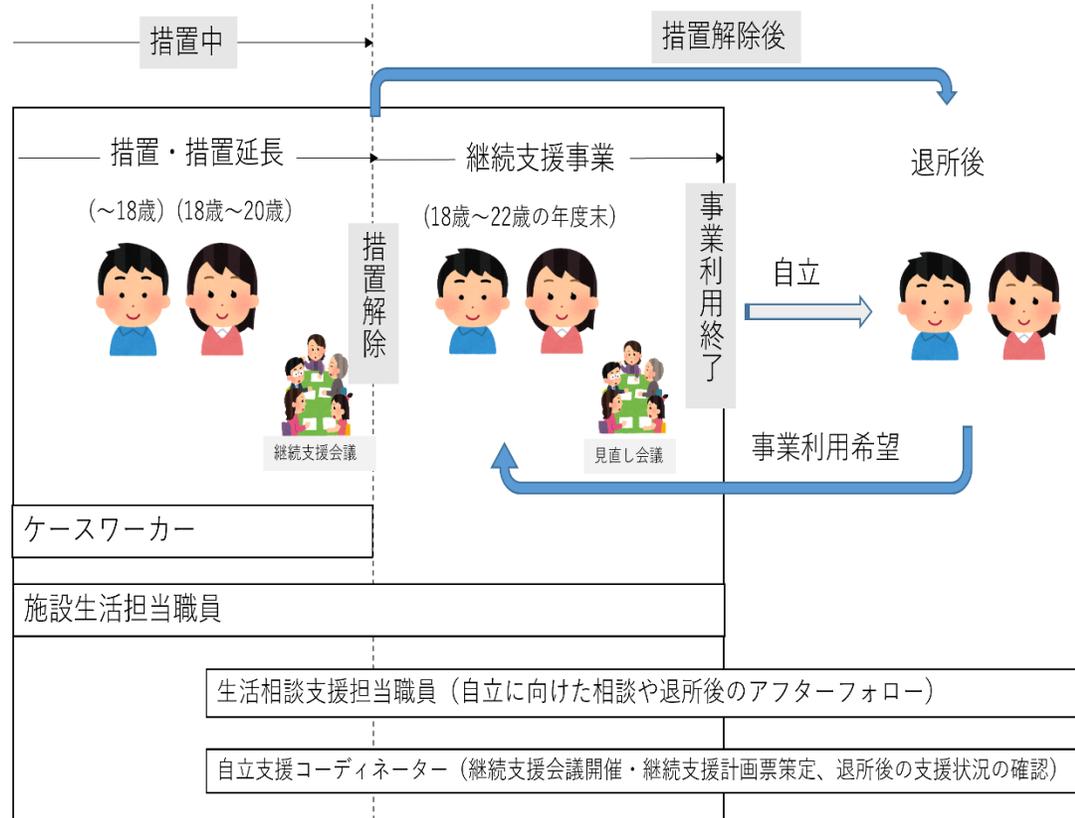


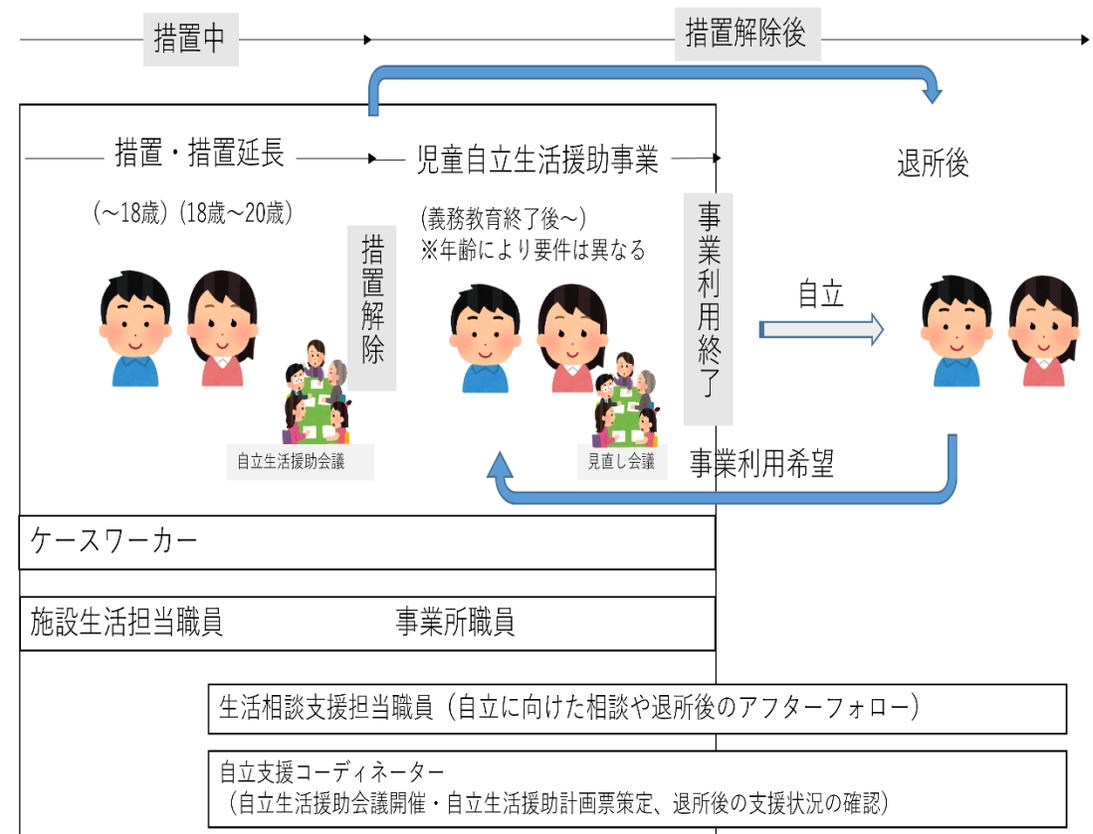
(1) 直近の取り組み・成果

① 児童自立生活援助事業

【R5年度まで】



【R6年度から】



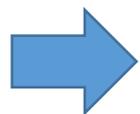
主な変更点

- ・ 年齢制限の撤廃及び事業の実施場所の拡充
- ・ 措置解除後もこども相談センターのケースワーカーの支援が継続される

継続支援計画の策定率は100%
令和4年度 (79件)
令和5年度 (84件)

②施設退所児童自立支援

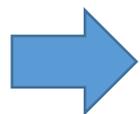
- ・児童養護施設及び児童心理治療施設・母子生活支援施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置。（措置費支弁対象）
- ・里親及びファミリーホームの児童に対しては、令和5年度まではこども相談センター里親子包括支援室において生活相談支援担当職員を配置していたが、令和6年度からはフォスタリング機関に自立支援にかかる業務を加えて委託を実施。



入所中から退所後にかけて一貫した支援を実施

③社会的養護自立支援拠点事業（施設退所児童等社会生活・就労支援事業）

- ・施設等の退所予定者を対象に、大阪府・堺市とともに（福）大阪児童福祉事業協会に委託し、社会生活で必要な知識の習得や生活技能の習得等必要な訓練や見守り、就業支援などの支援を実施。



社会的養護経験者の地域社会における社会的自立を促進

(2) 令和6年度末時点での目標達成見込み

	目標	R6年度末
施設等から年齢到達等により退所等された全ての者に対し、自立生活援助計画（※）の策定率	100%	100%

※令和6年より継続支援計画は自立生活援助計画に名称変更

(3) 計画期間における整備・取組方針

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	26人	27人	29人	33人	36人

【取組方針】

- 大阪府・堺市と共同で、各施設、こども相談センター、社会的養護自立支援拠点事業所等の関係機関との連携体制を整備する

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

	現在の整備・取組状況 (令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等 (令和11年度末時点)
児童自立生活援助事業の実施個所数 (Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数)	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ型 6ヶ所 38人 Ⅱ型 4ヶ所 8人 Ⅲ型 8ヶ所 12人 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ型 6ヶ所 38人 Ⅱ型 5ヶ所 10人 Ⅲ型 11ヶ所 15人
社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数	1ヶ所	1ヶ所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備	関係機関との連携体制について検討中	関係機関との連携体制の整備

【取組方針】

- 児童自立生活援助事業の利用を希望する児童等が適切に支援に繋がるように事業実施個所数を整備する。
- 事業の実施経過を踏まえ、大阪府、堺市とも連携しながら、社会的養護自立支援拠点事業を実施していく。
- 関係機関との連携体制について、大阪府、堺市と連携して整備する。